

司法制度改革推進本部事務局からの照会に対する回答について

平成15年9月  
厚生労働省

照会1 年金受給権について、法律上の配偶者および重婚的内縁関係にある者の中で争いとなり、出訴された件数

年金受給権について、法律上の配偶者および重婚的内縁関係にある者の中で争いとなり、出訴された件数（新規提訴件数）は、以下のとおり。

	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	合計
平成12年	2件	1件	0件	3件
平成13年	3件	1件	1件	5件
平成14年	1件	2件	1件	4件

照会2 社会保険の分野に義務づけ訴訟を導入することについて

【義務づけ訴訟の導入には慎重であるべき】

社会保険の分野に義務づけ訴訟を導入することについては、

類似事案について、同様の保険給付を行うべきとの訴訟が多数提起され、行政の訴訟に要するコストが増大し、結果的に国民の負担増につながるおそれがあること

本来、法律又はその委任を受けた行政が行うべき保険給付の支給基準の策定を、司法が行うこととなるおそれがあること

専門技術的事項について、迅速かつ的確に処理できず、裁判が長期化するおそれがあること

から、その導入には慎重であるべきと考える。

【類似事案に係る訴訟が多数提起されるおそれ】

保険給付の支給・不支給の決定は、法律又はその委任を受けた行政が策定した支給基準に基づき行われているが、裁判所における義務づけ判決（行政庁に対して具体的な保険給付を行うことを義務づける判決）に示された支給に係る判断が、当該保険給付に係る支給基準と整合的であるとは限らない。

裁判所が、当該保険給付に係る支給基準と整合的でない判断を下した場合、類似の事案について、既に不支給決定処分を受けた者から、自らにも同様の給付が行われるべきとの訴訟が多数提起されることが懸念される。

このような事態は、行政の訴訟に要するコストを増大させ、結果的に国民の負担増になるおそれがある。

#### 【司法が社会保険給付の支給基準の設定を行うおそれ】

一方、類似の事案について、裁判所の判断に従い保険給付を行うことは、本来、法律又はその委任を受けた行政が専門的な見地から行うべき支給基準の策定を、司法が行うことにつながるという問題がある。

これに対して、保険給付の不支給処分に係る訴訟において、取消判決が下された場合には、行政庁は判決の趣旨を尊重して新たな処分を行うことになるが、その際には、他の類似事案との整合性その他の事情を総合勘案して支給基準そのものについても再検討をすることが可能である。

また、以後の保険給付申請についても、判決の趣旨を踏まえ再検討を行った支給基準に従い、迅速かつ的確に処理することが可能である。

#### 【専門技術的分野については、裁判が長期化するおそれ】

保険給付の支給決定を行うためには、専門技術的な事項について判断が求められる場合もあり、このような判断を裁判所が迅速かつ的確に行うか疑問であり、裁判が長期化することが懸念される。